

「アメリカ反トラスト法の域外適用に関する 法理の発展と動向（下）」

本 田 直 志

- (1) 序説——本稿の目的
- (2) 域外適用の発展と管轄権
- (3) 反トラスト法の域外適用に関する法理の発展
- (4) 反トラスト法の域外適用に関するその他の問題点（以上11巻4号）
- (5) 反トラスト法の域外適用をめぐる西欧諸国の反応
- (6) 結語（以上本号）

(5) 反トラスト法の域外適用をめぐる西欧諸国の反応

a) 域外適用をめぐる国際対立と諸要因

これまで検討を加えてきたアメリカ反トラスト法の域外適用は、その具体的な根拠や基本をどのように理解するにせよ、それは、要するに、アメリカの領域外において行われた行為であっても、これを一定の限度で規制しなければ、反トラスト法の目的や理念を達成することは困難である、という基本的な考え方に支えられているものといってよい。しかしながら、このようなアメリカ反トラスト法の域外適用は、これを受ける他国の立場からみれば、自国の領域内で行われた行為が、アメリカ反トラスト法の規制を受けることになり、ややもすれば国家の主権を侵害するのみならず、場合によってはその利益を脅かすことにもなりかねない。もとより、こうした問題の解決は、関係当事国の間の自主的な協議もしくは調整に委ねられるべき性質のものであって、実際にもそのような努力がなされてきたが、それにしても、近時、反トラスト法の域外適用をめぐる、アメリカと西欧諸国との間の緊張や対立が一層深まり、新たな国際問題として大きな関心を集めるに至っていることは、周知のとおりである。

ところで、右のような問題を生じる具体的な要因について、さらにこれを独

禁法的な観点から考えると、なんといっても、その第一は、アメリカ反トラスト法の目的ないし理念が、私的独占や取引制限そのものを、公正かつ自由な競争を攪乱する「悪」として禁止しようとしており、この点で、他国の立法態度や産業政策としばしば衝突する契機を含んでいることである。

こうした他国との相違がもっとも明確な形でみられるのは、おそらくカルテルの分野であろう。そこでは、いわゆる独占禁止主義の立場から、カルテルそのものを「当然違法」(per se illegal)として禁止するアメリカと、そうではなしに、いわゆる弊害規制主義の立場から、一定のカルテルのみを規制しようとする西欧諸国—イギリス、フランスなど—との間に、基本的な考え方のうえでかなりの隔たりがみられ、これが、アメリカ反トラスト法の域外適用をめぐる国際対立のうえに微妙な影響を及ぼしている。

第二は、すでにこれまでの考察からも明らかなように、アメリカの判例法理のもとでは、反トラスト法の域外適用をめぐって、国際法のもとにおける厳格な属地主義は放棄され、その独自の観点からいわゆる「効果理論」(effect doctrine)が確立されていることである。もっとも、この効果理論については、近時、国際協調主義の立場から、他国の利益や政策をも考慮に入れたうえで、反トラスト法の域外適用の有無を決定しようとする新しい判例法理の動きもみられる。しかしながら、いずれにせよ、効果理論は、アメリカの通商に影響を与えようとする当該行為の「意図」とその「効果」のみにもとづいて、反トラスト法の域外適用の有無を決定しようとするものであるだけに、それが外国に対して及ぼすインパクトは大きいし、またこの法理に対する外国からの反発も強い。

第三は、反トラスト法の違反行為については、三倍額の損害賠償の請求が認められていることであって、このような制度は、アメリカの反トラスト法にのみ特有な制度であるだけに、その運用いかんによっては、他国から大きな反発や抵触を招きやすいことである。もともと、この制度は、反トラスト法の違反行為について、実損害の回復のみを認めたのでは、その効果的な防止をはかることができないところから、民事的な制裁というよりも準刑事的なそれとして設けられるに至ったものであるが、その制度の趣旨のなかには、いわゆる「私訴」(private suit)を刺激することによって、反トラスト法の違反行為を効果的に抑止しようとするねらいも含まれている。したがって、これを利用して、

アメリカ企業が外国企業に対してさかんに提訴を行うときには、外国から大きな反発や抵抗を招くことになるのは当然である。

第四は、アメリカ反トラスト法のもとでは、証拠開示手続に関する司法機関および行政機関の権限が、他国に比べれば、はるかに広範で、外国における証言聴取はもちろんのこと、在外者に対する出頭命令や在外文書に対する提出命令などについても、その発動が判例法その他によって、一応確立されているところである。いずれにせよ、「証拠の開示」(discovery)は、アメリカ反トラスト法の神髄をなすものといわれているだけに、たとえば、アメリカ企業による反トラスト法の違反事件に関連して、それと直接関係のない外国企業に対しても、反トラスト法の施行機関が調査権限を行使して、種々の命令を発することさえあるといわれる。いうまでもなく、このような場合には、他国の主権との衝突が直接大きな問題となりかねないのであり、アメリカ経済の相対的に優位な地位をも考慮すると、外国政府が、ややもすればアメリカ反トラスト法の違反事件のなかに巻き込まれ、その調査管轄権の行使をめぐる紛争を生じやすい。

いずれにせよ、右のような状況のなかで、西欧諸国は、アメリカ反トラスト法の域外適用に対して、外交上の抗議、裁判所への出頭や文書提出の拒否、判決の不承認ないし執行の拒絶など、さまざまな措置を講じてきたが、なかでも、そのもっとも強力な手段は、最近のイギリスやフランスなどにおいてみられるような「対抗立法」(blocking statute)の制定である。⁽¹⁾しかしながら、こうした一般的な傾向のなかで、ひとり西ドイツのみは、対抗立法をもたず、反トラスト法の域外適用をめぐる、アメリカが西欧諸国のなかに見い出しうる唯一の友好国であるといえよう。こうした事情が生み出されるのは、西ドイツにおいては、後述するように、1957年に制定された競争制限禁止法のなかで、アメリカの効果理論とほぼ同様の考え方に立ちつつ、しかもこれより一層明確な形で、同法の域外適用について規定しているところから、アメリカ反トラスト法の域外適用についても、比較的に違和感がないことによるものと思われる。もっとも、この規定については、近時、その適用範囲をできるだけ限定しようとする理論上の動きもみられ、その意味においては、イギリスやフランスにおける対抗立法の制定と同一の傾向もうかがわれる。

そこで、以下では、まず最初に、イギリスとフランスにおける対抗立法の内

容について概観し、次いで西ドイツの競争制限禁止法のもとにおける域外適用の法理の動向について考察することによって、すでに検討したアメリカ反トラスト法の域外適用に関する法理の現状と地位を、いわばその外側から明らかにしたいと思う。

b) イギリスの対抗立法

イギリスでは、1970年代の後半に入ってから、アメリカで起きた国際海運事件およびウラニウム国際カルテル事件⁽²⁾をきっかけに、アメリカの反トラスト法による三倍賠償請求から、イギリス企業を守ろうとする動きが強く現われ、かくして制定されたのが、1980年の「貿易利益保護法」(Protection of Trading Interests Act)⁽³⁾である。これまでも、両国の間では、アメリカ反トラスト法の域外適用をめぐるたびたび摩擦が生じており、同保護法の制定以前の段階においても、たとえば1964年には、同様の目的のもとに、「船積契約および商業書類法」(Shipping Contracts and Commercial Documents Act of 1964)が制定されている。

ところで、上の貿易利益保護法は、アメリカ反トラスト法の域外適用から、広くイギリスの事業者全般を保護しようとしたものであって、それは、イギリスの政府に対して、国際通商の規制に関する外国の法律の適用を禁止しうる権限を付与しているばかりでなく、外国の裁判所によって受けた判決の取扱いについても、次のような注目すべき措置を講じている。すなわち、この法律は、全文にして8カ条から成る比較的簡単なものであるが、その内容からみると、それは、文書の提出禁止に関する規定のみならず、判決の執行拒絶に関する規定や、さらには支払った損害賠償金の回復に関する規定等を含み、これまでの対抗立法にはみられない強力な措置を含んでいる。

まず文書の提出禁止に関しては、第2条において、国務大臣は、イギリス国内で事業活動を行っている者に対して、なんらかの「商業文書」(commercial document)を外国の裁判所等の機関に提出することを禁止することができるものとしている。この措置は、同法が第1条において、国務大臣に対し、イギリスの事業者が国際通商の規制に関する外国の法律に従うことを禁止しうる権限を付与したことの当然の結果であるが、禁止命令に違反した者については、第三条によって罰金一略式決定の場合は最高1,000ポンド、有罪判決の場合は

無制限一が科せられることになっている。

つぎに、判決の執行拒絶に関しては、第5条で、イギリスの裁判所は、外国の裁判所によって認められた「数倍の損害賠償」(multiple damages)に関する判決を執行してはならないし、また国務大臣の命令によって特定された外国の法律の規定、もしくはその原則に基づく判決を執行してはならないものとしている。

いうまでもなく、この措置は、イギリスの事業者を、アメリカ反トラスト法による三倍賠償請求から守ろうとしたものであって、次の回復措置と合わせて、同法の重要な特色をなすものとして注目に値する。

さらに、支払った損害賠償金の回復に関しては、第6条において、イギリスの事業者は、外国の裁判所の数倍賠償判決による損害賠償金を支払った場合には、そのうち実損額を超える部分については、イギリスにおいてこれを外国で数倍賠償を獲得した者から回復することができるものと定めている。

なお、このような措置との関連においてきわめて興味深いのは、第7条において、もし外国法が、こうした場合、イギリスと同じように、実損額を超える部分について回復を認めているときには、イギリス政府は、それに基づく外国裁判所の回復判決を、イギリス裁判所において執行することを認めることができるとしている点である。これは、イギリス政府が、こうした規定を設けることによって、他の諸国も、アメリカ反トラスト法による三倍賠償訴訟に対抗するための立法を制定するように促そうとしたものと思われる。

以上のように、イギリスの貿易利益保護法は、これまでの対抗立法が、主として外国への文書提出の禁止を内容とするものであったのに対し、さらに加えて、数倍賠償判決の執行拒絶ないしはそうした判決からの回復措置を規定することによって、アメリカ反トラスト法の生命ともいえるべき三倍賠償制度の意義と効果を実質的に減殺しようとしたものであるといえよう。その意義において、この立法は、アメリカ反トラスト法の域外適用に対して反発や抵抗を感じる諸国に大きな影響を与え、近時、カナダやオーストラリアなどにおいても、同様の立法が制定されて⁽⁴⁾いる。

c) フランスの1980年法

ところで、近時、フランスにおいても、アメリカ反トラスト法の域外適用を

阻止するための対抗立法として、1980年に「外国人または外国法人に対する経済上、商業上もしくは技術上の文書または情報の提供に関する1980年7月16日の法律第538号」(Loi n° 80—538 du 16 juillet 1980 relative à la communication de documents et renseignements d'ordre économique, commerciaux ou technique à des personnes physiques ou morales étrangères, J.O. 17 juillet 1980) ⁽⁵⁾が制定された。ただし、この法律は、上に述べたイギリスの対抗立法とは若干その内容を異にし、もっぱら、外国機関に対する文書または情報の提供と外国機関によるそれらの調査を禁止しようとしたものであって、外国判決に対する執行拒絶や回復措置を含んでいないことが注目される。

もともと、この法律は、その制定の経緯からみれば、海運事業に関する特定の情報を、外国機関に提供することを禁止した1968年の改正法として立案されたものである。この1968年法は、フランス政府がアメリカの連邦海事委員会(Federal Maritime Commission)による調査を制限することを目的として制定されたものであったが、その後、フランスの航空会社に対して行われたアメリカ反トラスト法にもとづく調査がきっかけとなって、同法を航空輸送の分野にも適用する必要があることが提案された。しかしながら、議会での審議過程で、フランスにおける経済活動のすべての領域にわたって、外国機関に対する文書または情報の提供が禁止されることとなり、さらに、外国機関による文書または情報の調査を禁止する規定を加えて成立するに至ったのである。

ところで、この法律は、まず第1条において、条約等に特別の定めがある場合を除いて、フランス領土内におけるすべての者—法人の場合はその理事、代表者、代理人、使用人を含む—に対して、それらの者が外国の政府当局に、経済上、商業上、産業上、金融上もしくは技術上の文書または情報を提供することを禁止している。そして、禁止の対象とされる文書または提供は、「フランスの主権、安全、本質的な経済上の利益、または公の秩序」 ⁽⁶⁾を害するものでなければならないが、しかし、それがいかなる方法または場所で行われたかは問われないものとされている。

もっとも、この要件については、そこで用いられている文言がきわめて漠然としていているところから、その具体的な意味内容をいかに解釈すべきかが重要な問題となってこよう。一般的な見解としては、この法律の適用範囲を必要以上に狭く限定することのないように、柔軟かつ広範な解釈が与えられなければな

らないとされている。

上のような第1条に続いて、この法律は、さらに第1条の2において、条約等に特別の定めがある場合を除いて、いかなる者に対しても、書面、口頭、その他いかなる方法によるかを問わず、外国の裁判上または行政上の手続のため、もしくはその手続の過程で証拠とすることを目的として、それらの者が、経済上、商業上、産業上、金融上もしくは技術上の文書または情報を要求し、これを調査することを禁止している。いうまでもなく、この規定は、第1条の場合とは異なり、外国における訴訟等の証拠となるべき文書や情報についての、外国機関による要求や調査を禁止したものであって、したがって、ここでは、そうした行為の性質上、フランスの主権や安全等を害するという要件は必要とされていない。

いずれにせよ、この第1条の2は、アメリカの裁判所が、ヘーグ条約⁽⁷⁾に関するフランスの留保条項によらず、フランスの国内で証拠を収集するような場合に、これを阻止することをねらったものであるといえるであろう。

第2条では、第1条および第1条の2で定められている者は、たとえばいかなる文書や情報でも、その提供を求められたときには、ただちに関係大臣に報告することを要するものとされており、さらに、第3条では、以上の禁止に違反した者は、3カ月以上6カ月以下の自由刑、または1万フラン以上12万フラン以下の罰金を科せられ、もしくはこの両方を併科されるものとしている。

以上、フランスの1980年法の制定の経緯と、その全文4ヶ条の内容について検討したが、これをイギリスの貿易利益保護法との比較において眺めるときには、フランスの1980年法は、外国判決に対する執行拒絶や回復措置といった強力な対抗手段こそ用意していないが、そこに定められた外国機関に対する文書または情報の提供等に関する禁止は、イギリスの貿易利益保護法よりも一層包括的かつ具体的であるといえるであろう。

d) 西ドイツにおける域外適用の法理

さきにも触れたように、西ドイツは、西欧諸国のなかでは、アメリカ反トラスト法の域外適用をめぐる、これに関する対抗立法をもたない数少ない国のひとつであるが、それならば、いったい、いかなる理由にもとづいてこのような状況が生み出されているのであろうか。この点をめぐって、西ドイツにおけ

る競争禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen, GWB）のもとでの、同法の域外適用に関する取扱い方と、その法理の動向について若干の検討を加えることにしよう。

さて、西ドイツのGWBのもとでは、その第98条2項の第1文において、次のように規定している。

「この法律は、この法律の適用地域外で行われた競争制限であっても、この法律の適用地域内に効果を及ぼすすべてのものに対して適用される。」（Dieses Gesetz findet Anwendung auf alle Wettbewerbsbeschränkungen, die sich im Geltungsbereich dieses Gesetzes auswirken, auch wenn sie außerhalb des Geltungsbereich dieses Gesetzes verlaßt werden）

いうまでもなく、この第98条2項の規定は、西ドイツの領域外で行われた競争制限行為であっても、それが西ドイツの領域内に「効果」(Auswirkung)を及ぼすような場合には、すべてこれについてGWBの適用がある旨を定めたものであって、その制定の経緯からみれば、アメリカ反トラスト法のもとで確立されたいわゆる「効果理論」⁽⁸⁾にならって設けられたものであることは、容易に推測しうるであろう。なぜならば、周知のように、西ドイツのGWBは、ドイツの学者によるアメリカ反トラスト法の周到な研究を経て制定されたものであって、この第98条2項の規定も、その例外ではないと思われるからである。⁽⁹⁾

ところで、西ドイツのGWBが制定された1957年といえば、アメリカでは、すでにアルコア事件に関する連邦高裁の判決が出され、また、これを受けて、ナショナル・リード事件などに関する一連の連邦最高裁の判決も出され、いわゆる「効果理論」がアメリカ判例法のもとで支配的な法理として確立された時期にあたる。⁽¹⁰⁾したがって、上の第98条2項の規定が、そうしたアメリカの効果理論をきわめて純粋な形で受け継ぎ、しかもこれを一層拡大した形で規定するに至ったことも当然であって、これを怪しむには足りないであろう。

しかしながら、その後、1960年代の後半になってくると、GWBの改正によってその実体的規定が強化され、これにともなって第98条2項の適用範囲がさらに拡大されていく可能性を生じたこと、また、アメリカ反トラスト法の域外適用をめぐる、アメリカと他国との衝突がしばしば発生し、この問題がしだいに表面化してきたこと、などの事情もあって、第98条2項の広範な適用範囲を限定しようとする理論上の動きが生み出されるに至ったのである。

いうまでもなく、この理論上の動きは、第98条2項を裏づけている上のような純粹な効果理論に一定の歯止めをかけようとするものであって、ある意味においては、アメリカ判例法のもとでみられた、効果理論に対する修正としてのいわゆる「合理の原則」とも、その軌を一つにするものがあるといえよう。そこで、こうした動きが、ドイツ法のもとでいかなる形をとって生み出されるに至ったかを、さらに検討してみることにする。

GWBの域外適用については、第98条2項の規定の仕方がどうであれ、学説は、一般に当初から、同条項はいかなる効果でも、それがドイツ国内に及ぶ限り、これについてGWBが全面的に適用されうることを定めたものとは必ずしも理解されてこなかった。したがって、問題の中心は、効果をいかに画定するかであって、この問題は、GWBの制定の当初から理論上の関心を集めていた。

この問題に関して、1960年代の後半に入ると、E・レービンダー教授やI・シュバルツ⁽¹¹⁾教授は、GWBの「一般的な保護目的」(Allgemeine Schutzzweck)と個々の規定の保護目的とを考慮することによって、効果を制限しようとする見解を表明した。すなわち、この見解によれば、GWBが適用されるのは、外国における競争制限行為の国内に及ぼす効果が、同法の一般的な保護目的である国内の自由競争を阻害するとともに、さらに、同法の実体的規定、たとえば、第1条(カルテル規制)や第24条(結合規制)などの規定のもつ、各々の競争促進的な目的にも反する場合ということになる。

そして、このような見解は、1973年の石油管事件における連邦通常裁判所⁽¹²⁾(Bundesgerichtshof, BGH)の判決により支持され、一層発展せしめられることになった。この事件は、第98条2項の適用が争点となった最初の事件であったが、この判決のなかで、BGHは、外国の競争制限の国内市場への効果は種々考えられるが、実体的規定の国際的適用の無制限な拡張を防ぐため、国内への効果の概念を制限し、具体化することが必要であり、そのためには、GWBの一般的な保護目的と、問題となる実体法的規定の保護目的との関連において、どのような効果がGWBに含まれるかが明らかにされねばならないと判示したのである。⁽¹³⁾

ところで、GWBは、企業結合について、主として3つの重要な規定を設けている。すなわち、その一つは、結合の届出義務に関する規定(第23条)、その二は、結合の事前届出に関する規定(第24a条)、その三は、連邦カルテル

庁の結合を禁止する権限に関する規定（第24条）である。これらの結合規制に関する規定は、外国における結合への適用とかかわって、近時、域外適用の領域において重要な意義をもつとともに、1980年に結合規制が強化されたことに伴って、GWBのなかでも最も議論の多いところである。このような結合規制の適用が、第98条2項との関連において、大きな問題となった最初のBGHの事件は、結合の届出義務に関する1979年の有機色素事件⁽¹⁴⁾である。この事件に關し、BGHは、国内企業にだけ結合の届出義務があるとしたが、そのなかで、「効果」の概念がGWBの一般原則と特定の実体的規定との双方に照らして解釈すべきであるとした。そして、それに加えて、その効果とは、直接かつ実質的な効果でなければならないという限定を付したのである。しかし、判決は、そのような直接的実質的な効果に関する原則の具体的な運用については、なんらの指針をも示さなかったことから、域外適用の問題に少なからず混乱を生ぜしめることとなった。ただ、いずれにしても、効果の制限がGWBの一般的な保護目的と個々の実体法規の保護目的を考慮とすることによって、実質的に行われていることに注目すべきである。

しかしながら、ここ10年の間に、GWBの域外適用の中心が、カルテル事件から結合に関する事件へと推移していくにつれて、第98条2項によるGWBの適用範囲が拡大され、他国の主権との抵触が一層懸念されるようになってくると、ただ単純にこれまで述べてきたような効果概念の明確化ないしは具体化という方法のみによっては、これに対応することができなくなってきた。

かくして、裁判所や連邦カルテル庁は、結合に関する最近のいくつかの事件を契機として、第98条によるGWBの適用範囲を制限するための手がかりを、国際法上の「干渉」(Einmischungsverbot)の原則と管轄権の「濫用禁止」(Mißbrauchsverbot)の原則に求めることとなった。こうした国際法の原則によって効果理論に基づくGWBの適用を制限していこうとする見解は、主としてバイエル／ファイヤーストン事件(1980年)⁽¹⁵⁾とロスマンス／フィリップ・モリス事件(1982年)⁽¹⁶⁾をきっかけとして発展せしめられたものである。とくに、連邦カルテル庁は、前者の事件の命令に関するベルリン上級裁判所の判決のなかで、国際法上の原則を全く考慮に入っていないとの指摘を受けたのを教訓にして、後者の事件では、この点を十分に踏まえながら、効果理論は、GWB及び個々の規定の保護目的以外には、国際法上の干渉の原則及び管轄権の濫用

禁止の原則によってのみ、制限を加えられるものであるとしたのである。

これまでの考察からも明らかなように、西ドイツのGWBのもとでは、まず当該行為の効果が、GWBの一般的な保護目的及び個々の実体法規の保護目的を害するか否かが検討され、これに基づいて管轄権の存在が肯定されれば、次いで、その管轄権の行使が、国際法上の不干渉の原則ないし管轄権の濫用禁止の原則に照らして、他国の主権を侵害しないかどうかを検討され、そこではじめて域外適用の問題に対して判断が下されることになるのである。

このような判断の仕方は、アメリカの反トラスト法のもとの、いわゆる「合理の原則」において他国の利益を考慮すべきであるとしたのと一脈あい通じるものがある。しかし、その反面で、アメリカと西ドイツにおける取扱い方には、次のような若干微妙ではあるが、重要な相違がみられる。

まず第一に、「効果」の概念については、アメリカの反トラスト法及び西ドイツのGWBともに、これを域外適用の有無を判断する際のもっとも中心的基礎的な概念として用いている。しかし、アメリカの場合には、効果それ自身は、当該行為がシャーマン法の違反になるかどうかといった実体法上の判断とは切り離された、合衆国の通商に与える一般的な経済上の効果をさすものとされているが、これに対し、西ドイツの場合には、その効果は、GWBの一般的な保護目的と個々の実体法規の保護目的とに結びつけられた、あくまでも制定法上の具体的な効果を意味するものとされている。

第二に、域外適用の判断に際しては、両者とも、他国の主権との抵触を回避するために、いわゆる利益考量の観点を導入し、域外適用の法理に柔軟性を付与している。しかし、その利益考量は、アメリカの場合には、国際礼让との関係において、裁判所のいわば政治的な裁量に委ねられているのに対して、西ドイツの場合には、他国に対する不干渉ないし管轄権の濫用禁止といった、国際法上確立された法原則の適用の問題として捉えられている。

第三に、国際法の果たす役割については、両者ともに、これを、域外的管轄権の存否を判断するというよりは、むしろその行使の当否を判断するための基礎として認めている。しかしながら、アメリカの場合には、近時における「合理の原則」でさえも、国際法にその全面的な解決の指針を求めておらず、域外的管轄権の行使を判断するにあたっては、その他の様々な要素が考慮されるが、これに対して、西ドイツの場合には、その行使の当否を判断するにあたっては、

国際法上の不干渉ないしは管轄権の濫用の禁止の原則のみが考慮されるのである。

上の諸点は、その帰するところ、アメリカのごとき判例法主義の国家と西ドイツのごとき制定法主義の国家との相違に基づくものといわざるをえないであろうが、これを総合していえば、西ドイツにおける域外適用の法理は、アメリカにおけるそれよりも一層明確さに富んでいるといえよう。

(6) 結語

最後に、これまでの考察を踏まえて、わが国における独禁法上の課題について、若干の感想を述べておくことにしよう。

やはりわが国の独占禁止法についても、外国で行われた競争制限行為にわが国独禁法を適用できるかという、いわゆる独禁法の域外適用の問題が生じる。しかし、わが国の独占禁止法は、アメリカ反トラスト法や西ドイツGWBにおけるように、その域外（渉外）的適用範囲を直接に定めた規定をもたず、渉外的関係に関するものとしてわずかに第6条1項の規定があるにとどまっている。ただ、第6条の意義について、多数説は、同条1項が不当な取引制限の禁止及び不公正な取引方法の禁止規定の予防規定であって、同条二項がその予防効果を担保するために国際的協定または国際的契約につき公正取引委員会に届出義務を定めたものと解している。⁽¹⁷⁾そして、このように解すべき根拠の一つとして、もともとこの予防規定が設けられたのは、国際的契約がわが国の競争秩序を害する場合でも、国際的契約の相手方である外国事業者にわが国独禁法を適用するにあたって困難な問題が多いので、独禁法に違反する国際的契約の成立そのものをチェックしうるような制度を設けておくことが望ましい、との理由によるものであることをあげている。このような多数説の見解に従えば、もはや、第6条に関して域外適用を論ずる余地はほとんどなくなってしまうのであるが、今日のように、企業が高度に国際化し、各国市場の相互依存性がますます高くなる状況において、適用の困難さがゆえに、外国事業者をわが国独禁法の規制から排除することは必ずしも妥当とは思われないし、また、アメリカ法の無批判な導入は、これを厳しく慎まなければならないが、わが国独禁法の母法であるアメリカ反トラスト法の域外適用の法理を眺めてみると、やはりわが国独禁法においても、国際カルテルの締結を禁止する第6条のみならず、競争制限

行為それ自体を禁止する第3条や第19条等について、その域外(渉外的)適用を考えていくことが必要であろうと思われる。

注

- (1) なお、オーストラリアにおいても、1979年に「外国反トラスト判決(執行制限)法」(Foreign Antitrust Judgement (Restriction of Enforcement) Act)が制定されているし、また、カナダでも1980年に「外国手続および判決法」(Foreign Proceeding and Judgements Act)の法案が提出され、すでに制定をみたといわれている。
- (2) U.S. v. Atlantic Container Line, Ltd., Frade Reg. Rep. para 45, 079, Cases 2705, 2706 (1979) ; In re Westinghouse Elec. Corp., Uranium Contract Litigation, [1977] 3 All E.R. 703.
- (3) 同法の詳細な検討については、Lowe, "Blocking Extraterritorial Jurisdiction :The British Protection of Trading Interests Act 1980", 75 *American Journal of International Law* 257 (1981) ; Samie, "Extraterritorial Enforcement of United States Antitrust Laws : The British Reaction", 16 *International Lawyer* 313 (1982) を参照。
- (4) 注(1)参照
- (5) 同法の詳細については、Herzog, "The 1980 French Law on Documents and Informations", 75 *AJIL* 382 ; Toms, "The French Reponse to the Extraterritorial Application of United States Antitrust Laws", 15 *Int'l Law* 585 (1981) を参照。
- (6) "à la souveraineté à la securité, aux intérêts économiques essentiels de la France ou à l'ordre public"
- (7) 「外国における民事又は商事に関する証拠の収集に関する条約(1970年3月18日)」(18 March 1970 on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters)。
- (8) GWB第98条2項はいわゆる効果理論を成文化した世界で唯一の規定であるといわれている。なお、第98条2項の詳細な検討については、Koenigs, "Territorialer Geltungsbereich", *Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen und Europaisches Kartellrecht*, 4.Auflage, 10 Lieferung 1985 § 98—101 GWB ; Langen / Niederleithinger / Ritter / Schmidt, *Kommentar zum Kartellgesetz*, 6 Auflage, 1982, S.1330ff.を参照。
- (9) Koenigs, a.a.O. (Fußn.8), S. 3 ff.; Gever, "The Extraterritorial Application of the German Antitrust Laws", 77 *AJIL* 756, 758—760を参照。
- (10) その詳細については、本論文(3)を参照。
- (11) E. Reh binder, *Extraterritoriale Wirkungen des deutschen Kartellrechts*, 1965 ; I.Schwartz, *Deutsches internationales Kartellrecht*, 1962.

- (12) BGH, 12.7.1973, WuW / E BGH 1276 »Ölfeldrohre«.
- (13) WuW / E BGH 1277, 1278—1279.
- (14) BGH, 29.5.1979, WuW / E BGH 1613 »Organische Pigmente«.
- (15) KG, 26.11.1980, WuW / E OLG 2411 »Synthetischer Kautschuk I«. この事件は、ドイツのバイエル社が所有するカナダの持株会社のフランスにおける子会社バイエル・フランスが、同じくフランスのファイアーストーン・フランス社の一部門を買収するにあたって、GWBの第23条に従って、連邦カルテル庁に届出を行ったが、連邦カルテル庁は、この取得をGWBの違反として禁止したことが問題となったものである。なお、この事件については、Gever, *The Extraterritorial Application of the German Antitrust Laws*, 77 *AJIL* 756, 773—775.
- (16) B Kart A, 24.2.1982, WuW / E B Kart A 1943 «Philip Morris / Rothmans». この事件の事実関係はきわめて複雑であるが、アメリカのフィリップ・モリス社が、イギリスのロスマンス社を南アフリカのレンブラント社から買収したことにより、結果的に、ロスマンス社は、フィリップ・モリス社とレンブラント社の合併会社になり、2社はこれを通してフィリップ・モリス社と競争関係にあるドイツのブリンクスマン社を取得するに至ったことに對して、連邦カルテル庁は、ブリンクスマン社の取得を禁止したというものである。
- (17) 菊地元一「多国籍企業と独占禁止法（1）」『青山法学論集』第18巻第2号23頁, 36頁。桑田三郎「国際的契約と独禁法6条1項の適用」『ジュリスト』453号168頁—169頁。